

最高裁秘書第4178号

令和元年8月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第805号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

河村又介裁判官の履歴書（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（出生地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

河村 文介

明治三十七年一月一日

籍貫
現住所
出生地

氏名
出生年月日
舊氏名

年 號 月 日 班 項 職 名

[Redacted]

八 七 一〇 東京帝國大學法科大學政治學科卒業

九 一〇 任東京帝國大學助手

[Redacted]

一 一 八 法學部國務員命
外務省事務官補任
同

[Redacted]

九 七 依願免本官
同

東京帝國大學 長崎市役所

27. 11. 11

年	號	月	日	事項	姓名
大正	二二	四	二九	大學 ^非 畢業命 ^非 命 ^非 國家學論研究、編 ^二 年間荷蘭西國獨逸國	
				北 ^會 天國（在留）命 ^不	文部大臣
	一三	二	二〇	英吉利國 ^三 在留國 ^三 追加 ^不	同
		二	八	帰朝	
			二九	任東北帝國大學教授	
				法文學部勤務 ^三 命 ^不	同
				國家學論講座擔任 ^三 命 ^不	同
		八	三	任九州帝國大學教授	
				法文學部勤務 ^三 命 ^不	
				國家學論講座擔任 ^三 命 ^不	文部省

年	號	月	日	班	項	區	名
---	---	---	---	---	---	---	---



一三	二	二八	神九州帝國大學評文學部長				
----	---	----	--------------	--	--	--	--



同	同	同	依頼九州帝國大學評文學部長了免又				文部省
---	---	---	------------------	--	--	--	-----



	四	一	昭和二十二年勅令第百九十三号ニ依リ文部教官上九				
--	---	---	-------------------------	--	--	--	--



三三	七	一九	帝國學士院規程第ニ條ニ依リ帝國學士院				
----	---	----	--------------------	--	--	--	--

			會員了命又九 (現在ニ至九)				關
--	--	--	----------------	--	--	--	---

三三	八	四	最高裁判所判事に任命可也					"
----	---	---	--------------	--	--	--	--	---

三三	九	二〇	東京帝國大學評文學部講師に嘱託可也					東京帝國大學
----	---	----	-------------------	--	--	--	--	--------



三三	八	二四	最高裁判所一般規則制定諮問委員會委員に充當了。最高裁判所				
----	---	----	------------------------------	--	--	--	--

年	月	日	事項	題名
昭三三	十	六	最高裁判所少年審判規則制定諮問 委員會委員を命ずる	最高裁判所
"二四	一	一	最高裁判所圖書館委員を命ずる	"
"二六	九	二五	資金前渡官吏を命ずる	最高裁判所
"二七	一	二六	最高裁判所少年審判規則制定諮問委員を命ずる	"
"二八	九	七	最高裁判所一般規則制定諮問委員を命ずる	"
"二九	九	二二	簡易裁判所判事選考委員を命ずる	"
"三〇	四	二四	最高裁判所図書館委員を命ずる	"
"三一	一〇	二	地方官選任手続規則制定諮問委員を命ずる (昭和三十二年十月二日告示) (昭和三十二年十一月三日府令)	"
三二	一	一	最高裁判所図書館委員を命ずる	"

後記

"三二	一	一	最高裁判所一般規則制定諮問委員を命ずる	最高裁判所
"三三	四	二四	最高裁判所図書館委員を命ずる	"
"	九	二二	簡易裁判所判事選考委員を命ずる	"
"三四	四	二四	最高裁判所図書館委員を命ずる	"
"三五	二	二	最高裁判所少年審判規則制定諮問委員を命ずる	"
"三六	三	二九	最高裁判所家庭規則制定諮問委員を命ずる	"
"	"	"	最高裁判所一般規則制定諮問委員を命ずる	"
"	四	二四	最高裁判所図書館委員を命ずる	"
"三八	四	二四	最高裁判所図書館委員を命ずる	"
"	二	三一	裁判所法第三十條の施行により最高裁判所書記官	"
三八	二	三一	最高裁判所図書館委員を命ずる	"

三九四 一 国学院大学教授の寄稿する (見
在に在る)